

事務連絡
令和4年2月9日

法人申請者 殿
(慰労金のみの申請法人を除く)

山梨県福祉保健部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について(依頼)

平素より山梨県障害福祉行政に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度実施した令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)の支援金の申請をされた法人(慰労金のみの法人は除く)につきましては、「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出していただく必要があります。

つきましては、記入例を参考に「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を作成し、押印の上、3月末を目途に下記提出先へ郵送にて御提出をお願いします。

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)の交付申請等の手続きに関しては、今回御提出していただく書類が最後となります。皆様に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

【問い合わせ・提出先】

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部障害福祉課 施設支援担当 神津(こうづ)、三上

電 話 055-223-1463

メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

【参考】上記書類を提出する理由

「山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)交付要綱」(抜粋)

第15 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)を速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。